

第1 講義 (10:00～13:00)

「地域を基盤とした子育て支援、伴走型相談支援とは」

第2 講義 (14:00～17:00)

「現場の取り組みから読み解く子育て支援の現在」

日時 令和5年7月21日(金)

参加者 泉清秀・小浦智夫

会場 TKP池袋カンファレンスセンター

主催 株廣瀬行政研究所

講師 NPO法人せたがや子育てネット代表理事 松田妙子氏  
白梅学園大学教授 仲本美央氏

－ 講義内容 －

第1 講義

- 1 地域を基盤とした子育て支援、伴走型相談支援とは
  - ・「子ども基本法」施行・「こども家庭庁」発足
  - ・地域子育て支援拠点事業
  - ・地域一体となって取り組む「伴走型子育て支援」



講師：NPO法人せたがや子育てネット代表理事 松田妙子氏

(1) 「こども基本法」施行・「こども家庭庁」発足

ア 今後の課題「こども基本法」施行における「こども家庭庁」発足

《こども基本法の目的》

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

イ 設立に至った背景

令和2年の不登校者数(19万6,127人)、児童虐待相談件数(20万5,029件)、自殺者数(499件)が過去最多となった。また、3年の出生者数(81万1,604人)が戦後最小を更新した。このような状況を背景に、縦割り行政による弊害を解消・是正するため、政府は「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」を閣議決定した。



以下の法律が令和4年6月15日成立(令和4年6月22日公布)

- ・こども家庭庁設置法(令和4年法律第75号)
- ・こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備法(令和4年法律第76号)
- ・こども基本法(令和4年法律第77号)

⇒「こども家庭庁」を内閣外局として設置(令和5年4月1日)

## ウ 効果

それまで文部科学省、厚生労働省、内閣府に分かれていた支援体制がおおむね文部科学省、こども家庭庁の2つに統合され、こども政策の司令塔として新たな問題への対応の一元化を図るとともに、積極的なプッシュ型支援（アウトリーチ）を行うことができる。

## エ 課題

あくまでも司令塔であり、行政の縦割りが完全に解消されたわけではない。

また、現状の体制では、幼保一元化や医療との連携の部分では課題が残る。

⇒関係機関の連携・調整が必要

## (2) 地域子育て支援拠点事業

### ア 背景

3歳未満児の約6～7割は家庭で子育てをしており、核家族化、地域のつながりの希薄化が進んでいる。また、生まれ育った地域以外で子育てをする方の増加や男性の子育てへの関わりが少ないこと。さらに、児童数が減少していることも背景にある。

### イ 課題

地域とのつながりが薄れることで、親が孤立化し、子育ての不安感、負担感が増すだけでなく、子どもの多様な大人との関わりが減ったり、必要な支援が受けられなかったりすることが課題となっている。

### ウ 目的

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。

### エ 内容

- 一般型：公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施
- 連携型：児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

## 4つの基本事業

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施



### ○更なる展開として

- ・地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
- ・地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等



- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

○実施箇所数の推移

(単位：か所)

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
7,431	7,578	7,735	7,856	7,970

(3) 地域一体となって取り組む「伴走型子育て支援」

ア 現状及び課題

妊娠時から出産、育児の間の困り事を市区町村やボランティア団体が一元的に受け付ける仕組みづくりに政府が乗り出す。スムーズな支援につなげることで、子育て中の負担を軽くしたり、孤立化を防いだりする狙いがある。モデル事業として始め、全国への展開を目指す。今は、出産前の手続や相談に対応する部署と、出産後に子育て支援や各種相談を受ける部署が異なるケースが多い。妊婦や乳幼児のいる親が負担を感じたり、どこに相談したらよいか分からずに孤立化したりする課題が指摘されている。

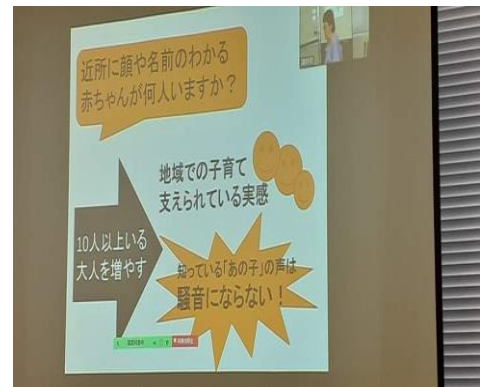


イ 今後の展望

新たな「伴走型子育て支援事業」では、妊娠初期から育児まで、時期によって異なる相談を、自治体の窓口に行かなくても地域のボランティア団体などを通じて対応できるようにする。

子育てに継続的に関わる「伴走型支援」を意識し、団体側から積極的に支援をさしのべるのが特徴。

まずは、モデル事業をつくる自治体を募り、実施状況を検証した上で全国に広げることを目指していく。



## 第2講義

### 2 子育て支援への効果的な取り組み

- ・子育て支援拠点の環境づくり
- ・インクルーシブ保育
- ・医療的ケア児支援体制
- ・外国にルーツを持つ子どもやその家庭の支援
- ・若者のマンパワーの活用



講師：白梅学園大学教授 仲本美央氏

#### (1) 自らの人生の質を語ろう子育て支援拠点の環境づくり

- ア 地域社会で暮らす子育て支援を必要とする親子の実情
- イ 子育て支援における現状・理念・制度・方法
- ウ 【取組事例】カフェでの集いから築かれる親子のマンパワー

#### (2) 図書館だけではない地域における絵本環境

- ア 絵本が生み出す人と人のコミュニケーション
- イ 絵本を読み合うことによって育まれる力・・・自己肯定感、生きるための知恵や教養、豊かな感情
- ウ 【取組事例】全国の公民館・児童館などが繰り広げる絵本の活用と環境づくり

#### (3) インクルーシブ保育から考える共創社会の実現

- ア 国連が示す日本社会への勧告・・・「インクルーシブ教育の権利を保障すべき」
- イ ユネスコの「インクルージョンへのガイドライン」(2005)
- ウ 多職種間連携とそこに潜む専門性という壁
- エ 【取組事例】インクルーシブ保育に取り組む現場の保育者の声から考える。
- オ 【取組事例】地域社会全体のインクルーシブ保育・教育を実現させるシステム構築

#### (4) 医療的ケア児支援法後の関係機関の活動と今後の展望

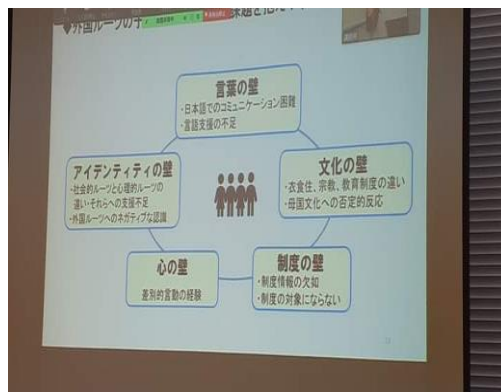
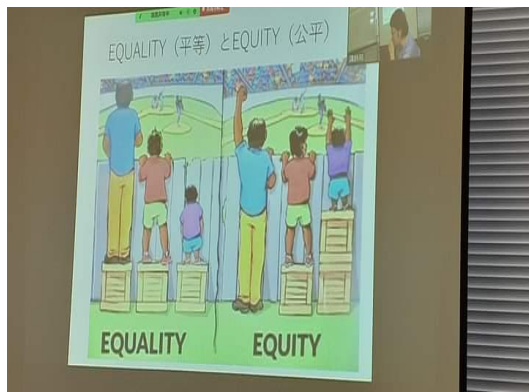
- ア 医療的ケア児支援の実現に向けてのさまざまな障壁
- イ 医療的ケア児の地域生活支援と地方自治体の役割
  - ① 広域自治体におけるシステム構築の見取り図作成
  - ② 庁内連携体制の構築
  - ③ 地域関係者の協議の場の設定と医療的ケア児等コーディネーターの配置
  - ④ 医療的ケア児支援センターの設置
- ウ 【取組事例】医療的ケア児支援体制「多職種コンサルテーションチーム」
- エ 【取組事例】医療的ケア児と共に生まれ育った土地で当たり前で暮らすということ ～離島での医療的ケア児の保育が生み出した地域社会構造～

#### (5) 外国にルーツを持つ子どもの現在

- ア 外国にルーツを持つ子どもの実態
- イ 外国にルーツを持つ子どもやその家庭が生活で抱える問題・課題
  - ① 言葉の壁
  - ② アイデンティティの壁
  - ③ 心の壁
  - ④ 制度の壁

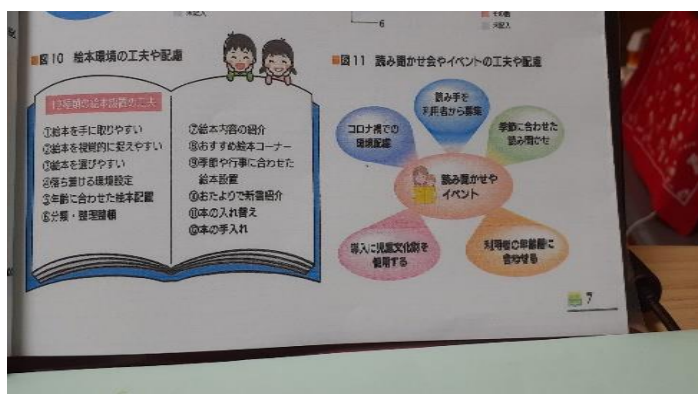


- ⑤ 文化の壁
- ⑥ 国籍条項の壁
- ウ 【取組事例】 企業のサポートが生み出す働きやすい、暮らしやすい地域社会づくり



(6) 若者のマンパワーで子育て支援

- ア 若者は未来の子育て家庭を生み出す大切な人
- イ “大切にする”と、“大切にされる”という心地よい空間体験
- ウ 【取組事例】 地域における食育イベント
- エ 【取組事例】 地域の助成金で実現した絵本を活用した文化活動



所感

【小浦 智夫議員】

今後も続く少子高齢社会の中で求められる地域子育て支援について、講義の初めに松田講師よりこのような問いかけがあった。「皆さんの近所に住む赤ちゃんの名前を言える方はいますか？」と私をはじめ誰一人言える受講者がいないことに愕然とした。

この現状を打破するために、政府はこども政策の新たな推進体制に関する基本方針に基づき、「こどもまんなか社会」を目指すこども家庭庁を4月に設置し、今後の対策強化に向けた施策を進めていくものと思うが、より当事者に寄り添えるアウトリーチ型支援の推進を図るために、地域との対話と積極的支援の必要性を強く認識するセミナーであった。

【泉 清秀議員】

第1講座の「地域を基盤とした子育て支援、伴走型相談支援とは」では、「こども基本法」施行及び「こども家庭庁」発足後、各自治体において、アンケート等で子どもの声を聴くことが義務化されることにより、個人と地域の一体的支援が進んでいくことが期待さ

れる。浮き輪を例に、溺れる子どもに浮き輪をただ投げるのではなく、全ての子どもにライフジャケットを配る。それもその子ども一人ひとりに合ったライフジャケットでなければならないと気づかされた。

また、地域子育て支援拠点事業においては、利用者支援事業基本型で平等と公平行政の限界と地域の親切の限界、オーバーアチーブし合うことの大切さを学ぶとともに、中学生の子どもたちが赤ちゃんに触れる体験事業を実施することで子育ての大切さがわかった。

知多市では現在、赤ちゃん先生の事業が始まっているが、第2講座では、子育て支援は一つの方向からでは成り立たず、様々な角度から支援をしていく必要があり、今や核家族化で子育て家庭が孤立してしまうことを学んだ。

地域社会全体で子育てを支援する取組事例として、子育て支援センターをカフェにして、母親は子どもを預けている間、いつかの休息を取ったり、料理を習ったり、趣味を広げたりできる宮崎県の子育て支援センターの事例を紹介していただいた。

また、近年のインクルーシブ教育の事例紹介や医療的ケア児支援の在り方、医療的ケア児支援センターの配置、コーディネーターの配置の充実についても説明があった。

近年では、日本は少子化の影響で外国人に労働を頼らざるを得ない状況で、その外国にルーツを持つ子どもたちが抱える問題は深刻な状況にある。企業等がサポートして、全ての子どもたちが安心して暮らせる地域社会づくりに取り組まなければならないとのことであつた。

最後に、若者のマンパワーを活用し、子育て支援を行う取組について紹介があった。若者は未来の子育てを生み出す大切な人です。結婚していないからではなく、子どもがいなくても子育てをサポートできることは多いとのことであつた。例えば、絵本で子育てを伝える方法等、様々なイベントを実施することで、側面から子育ての支援ができることを学んだ。

全体として、今回の研修会を通じて、伴走型子育て支援の具体的な取組方法を学び、本市においても、まだまだ取り組む課題があると改めて感じたセミナーであつた。